公益財団法人　佐賀県建設技術支援機構

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査料金規程

平成 29 年　6 月　1 日

（趣旨）

第１条　この料金規程は、別に定める「公益財団法人佐賀県建設技術支援機構低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程」（以下「業務規程」という。）に基づき、公益財団法人佐賀県建設技術支援機構（以下「機関」という。）が実施する低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査（以下「技術的審査」という。）の料金について、必要な事項を定める。

（技術的審査の料金）

第２条　業務規程第５条に規定する技術的審査に係る料金の額は、依頼一件につき、別表第１に掲げるとおりとする。

２　業務規程第６条に規定する技術的審査の変更に係る料金の額は、依頼一件につき、別表第１審査料金に掲げる額の１/２を徴収するものとする。

（料金の収納）

第３条　依頼者は、前条の規定により算定された料金を、公益財団法人佐賀県建設技術支援機構低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務約款第４条に定める支払期日までに現金にて納入するものとする。

２　依頼者は、前項の納入のほか、機関と協議の上、銀行振込その他の方法により料金を納入できるものとする。

（料金の返還）

第４条　収納した技術的審査の料金は、返還しない。ただし、機関の責に帰すべき事由により技術的審査の業務が実施できなかった場合には、この限りではない。

附則

この規程は、平成２５年　２月　１日より施行する。

附則

この規程は、平成２９年　６月　１日より施行する。

別表第１

●技術的審査料金

１）　（単位：円）税込

区　分	申請住戸数	審査料金	建築確認との併願
住宅部分	１戸（戸建住宅を含む）	３０，０００	２５，０００
	２戸～５戸	６１，０００	５５，０００
	６戸～１０戸	８２，０００	７５，０００

２）　（単位：円）税込

区　分	該当面積	新規審査料金
共同住宅の共用部	３００㎡以内	１０２，０００

３）　（単位：円）税込

区　分	該当面積	新規審査料金
非住宅建築物	３００㎡以内	２３６，０００

○住宅部分を有する建築物の料金算定

・「住戸」の申請については、１）の該当料金とする。

・「建築物全体」の申請、および「建築物全体」と「住戸」の両方についての申請は

② 共同住宅・・・・１）の該当料金と２）の料金の合計額とする。

②複合建築物・・・１）の該当料金と２）の料金、及び３）の料金の合計額とする。

・「建築確認との併願」とは、当申請書が同時申請された場合とする。

○住宅部分を有しない建築物の料金算定

・「非住宅建築物」の申請については、３）の料金とする。